

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和元年6月25日午前10時1分開議

第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第60号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

2 請願・陳情

請願第30号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対することについて

○出席委員 8名

文教福祉委員会 武藤 猛 委員長
大内 健寿 副委員長
清水 健司 委員
北原 祐二 委員
鈴木 道生 委員
山形 由美子 委員
加藤 恭子 委員
鈴木 一成 委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

福祉部 湯 浅 博 人 福祉部長
川 上 篤 介護保険課長
出 澤 慶 蔵 介護保険課長補佐兼係長
高 橋 暢 広 介護保険課係長
大 川 貴 子 技正兼国保年金課長
五 島 三恵子 国保年金課長補佐
金 子 敬 志 国保年金課医療係長

教育委員会 福地佳子 教育次長
岩崎龍士 参事兼青少年課長
植野健一 青少年課副参事
薄井英里 青少年課長補佐兼係長

○事務局職員出席者

議会事務局 益子 太 主幹
吉村 真純 主事

文 教 福 祉 委 員 会

令和元年6月25日（火）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時1分 開会

○武藤委員長 これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案1件、請願1件、以上2件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に請願を審査したいと思います。また、執行部から所管事務の説明の申し出がありますので、議案審査、請願審査終了後に説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に議案第60号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。湯浅福祉部長。

○湯浅福祉部長 議案第60号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

説明に入る前に、補足資料がございますのでお配りしたいのですが、よろしいでしょうか。

○武藤委員長 よろしいですね。お願いします。

(資料配付)

○湯浅福祉部長 それではご説明申し上げます。

介護保険制度における第1号被保険者の保険料は、政令で定める基準に従い、市条例で定める保険料率により算定された保険料を賦課することとされております。今般、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、第1段階から第3段階までの低所得者に係る保険料率の改定を行おうとするものであります。

それでは資料の3ページ、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表右側の波線が引いてある部分が、今回改正を行おうとする部分であります。この条文は、厚生労働省から示されました介護保険条例参考例に基づき作成したものでございます。若干わかりづらい記載となっておりますので、先ほどお配りしました参考資料もあわせてごらんいただけたらと存じます。

今回の改正によって、第7条の3第1項において、第1段階のものについては第7条第1号にある29,604円を22,200円に軽減しようとするものです。続く同条第2項及び第3項につきましては、第1号の規定を準用する形で読みかえとなります。したがって、第2段階のものについては、第7条第2号にある41,436円を34,040円に、第3段階のものにつきましては、第7条第3号にある44,400円を42,920円にそれぞれ軽減をしよ

うとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。山形委員。

○山形委員 詳しい資料が、補足資料が出されましたので、大体中身は理解することができました。今回出されたこの保険料の改正ですけれども、消費税の増税に伴いまして、消費税を財源として公費を投入して、その分の低所得者の保険料の軽減を図ることが目的ですけれども、私は、この中身は、総論では低所得者の軽減を図ることでは大賛成なのですがけれども、もともと消費税を増税してその財源をとるところで、大変疑問があります。消費税増税することによって、本当に多くの人たちが負担増となりますし、この前、いろいろ調査したのですけれども、1人年間43,000円の負担増になるというふうなこともありますし、今、実質賃金も下がっているし、生活上、上向きだということでは決してありませんので、この消費税10%導入でさらに生活が苦しくなるということを考えれば、やはり消費税は増税すべきではないというふうに思います。

しかし、今回そういうことで低所得者の介護保険料の軽減拡充ということが図られて、これはこれで賛成といたします。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。北原委員。

○北原委員 1つだけお聞きしたいのですけれども、これ、消費税増税という話もあるのですけれども、先ほどの部長の説明からいうと、政令のほうから来ているということなので、これは消費税を増税しようがしなくても軽減にはなるという認識でよろしいのでしょうか。

○武藤委員長 川上介護保険課長。

○川上介護保険課長 ただいま議員ご指摘のとおり、こちらにつきましては、今まだ消費税が完全に、10月1日からというふうにはなっていますが、何かあれば凍結とか延期なんというのでもまだ動いてはおりますけれども、こちら、先ほどお話がありましたとおり、政令で3月29日に公布し、4月1日から施行ということになっておりますので、消費税の10月からの増税あるなしにかかわらず、政令が出てしまいました。施行されておりますので、この点につきましては、消費増税あるなしにかかわらず、今年度はこれで対応させていただくこととなります。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しまし

た。

以上で議案審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。継続審査となっております請願第30号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対することについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。朗読は省略します。

何かご意見等ありましたら発言願います。大内（健）委員。

○大内（健）委員 請願第30号 後期高齢者の医療費自己負担2割の引き上げに反対することについての請願ですが、継続審査をしてみました。こちらの請願の内容の確認からなんです、財政制度等審議会にこちらの2割負担にすべきといういわゆる案が国のほうに出されております。実際、こちらの請願の内容からしますと、国のほうも財政のほうから出されて、まだ国会でも審議がされていないような状況であります。そういった状況の中、さまざまな観点からこういった形の意見書と申しますか、さまざまな意見が出ております。

2割に負担しなくてはならない、もちろん理由が財政等の問題、また、受益と負担の乖離、将来世代へのつけ回しに歯どめをかける時代にしていかなければならないという観点、また、社会保障改革の手綱を緩めてはならないという観点等もあります。また、後期高齢者のほうの、2割に負担が上がれば後期高齢者の負担も上がるというようなもちろん意見もありますが、現状からしますと、まだ国会等でも審議されていなく、今後、さまざまな観点、財政の問題、また、後期高齢者の保健医療の観点から、今後いろいろな観点から審議がされていくものだと思います。

今の現状において、当市において、こちらの2割の引き上げをしないことの意見書を提出する時点ではないと思いますので、こちらの自己負担2割の引き上げに反対することについて意見書を請願する案は、否決という形の考えを私は持っております。

以上です。

○武藤委員長 ほかに何かありますか。山形委員。

○山形委員 確かに経済財政諮問会議だとか財務省の財政制度審議会で話し合われていることなわけですがけれども、私は、今の段階でここで話し合われているから請願書を出す必要がないということは、全く根拠がないというふうに思っています。政府の動きとして、今審議されているこういう状況の中で、もういち早く、絶対後期高齢者の保険料の窓口負担を上げてはならないということをそれぞれの市町村の議会で表明するということが、財政諮問会議だとか財務省の財政制度審議会などに届いて、やはり多くの方が反対しているのだ、高齢者の窓口負担が多くなれば大変なことになるみたいな、そういう状況が広がれば、また再度考えるということもありますので、やはり今の段階だからこそ提出すべきじゃないかなというふうに思います。

この中身ですけれども、前期高齢者といいますが、今、医療費2割負担で、後期高齢になって1割負担になったということで、非常に多くの人たちが喜んでます。負担が軽くなったと。これがさらに今度の制度で2割負担になると、やはり後期高齢者になればなるほど病気がちに

なりますし、病院に行く機会もふえてくるわけですね。その人たちの窓口負担がふえるということになると、やはり病院に行かないで我慢しちゃおうかみたいな人も多く発生するでしょうし、そうなれば重度化してますます医療費がかさむということになりますので、やはり高齢者の医療費を絶対上げてはならない。この請願にありますけれども、この趣旨に私は本当に賛成すべきだと考えております。ぜひ採択して意見書提出をすべきだと考えております。

○武藤委員長 ほかにご意見ございますか。北原委員。

○北原委員 今の自治体ひたちなか市として、国からのいろいろな通達というか、そういうものの状況等をお聞きしたいなと思っているんですけども。

○武藤委員長 大川技正兼国保年金課長。

○大川技正兼国保年金課長 事務局といたしましても、財務省関係の機関等からそういった2割負担の反対案、2割負担に対する提案とか、そういった意見が出ているのは目にしているところでございますが、内閣に設置されております持続可能な社会保障制度の確立を図るための社会保障制度改革推進本部でありますとか、厚生労働省からは、何ら一切、現時点におきまして、2割負担に対する通知文などはございません。

○武藤委員長 北原委員。

○北原委員 わかりました。自治体のほうにもそういう通達がないということですよ。いろいろなことで、やはり高齢者の負担というのはしっかりと見ていかなくてはいけないのかなというふうには考えるんですけども、今の現時点でそうした通達等々もないということであれば、やはりしっかりと見ていく必要もありながらも、国の動向というものもトータルとしてはまだまだ見ていく必要があるのかなというふうに私としては考えております。

○武藤委員長 ほかにございますか。鈴木一成委員。

○鈴木（一）委員 少子高齢化や医療技術の高度化によって、医療費の抑制はもう大変困難ではないかなと私自身は思っております。国の医療費が40兆円をはるかに超えて、大体今、75歳以上の医療費だけでも16兆円以上という中で4割ということでございます。本当にこの文面にも戦後復興のために一生懸命働かれてきた皆様世代、75歳以上の高齢者の方には大変申しわけないんですけども、75歳以上の方だけ自己負担1割というのを聖域化しているような感じがあるのは、もう困難じゃないかなというふうに私自身は思います。

後期高齢者医療制度も、4割が国保とか健保とかの拠出ですので、現役世代が払っているようなものですし、その半分の5割は国債とかで賄われているところもあって、次世代が払っているわけでございますので、そういった次世代への負担というのも言語道断だと私自身は思っておりますし、現役世代が負担増になって、負担感が強まれば強まるほど消費行動に懸念というか、悪影響が及ぶのではないかなという観点から、私は今回の自己負担2割の引き上げについてはやむを得ないのではないかなということを思っております。

以上です。

○武藤委員長 この請願に関しましては、不採択という形ですね。鈴木一成委員。

○鈴木（一）委員　そうです。不採択でございます。

○武藤委員長　加藤委員。

○加藤委員　今、皆様から種々お話がありましたけれども、やはり今の日本の少子高齢化、それから人口構成のゆがみという観点から見てみましても、日本の誇るべき国民皆保険制度というのは危機的状況にあるというのがあると思います。また、労働人口もこの約20年で200万人以上減少しているということもありますし、医療費の将来推計の中でも、2025年には医療費は53兆円に上るであろうという、そういった推計の数字も出ております。

確かに高齢者の方に負担がかかるということは心苦しい思いはありますけれども、でも高齢化で増大する医療費に対して、今何らかの手だてが必要だという現実があることは確かであると思います。ですので、今この意見書を提出するというのは現実的ではないのではないかと思います。ということで、私も不採択という思いです。

○武藤委員長　ほかにご意見ございますか。清水（健）委員。

○清水（健）委員　さきの委員から数々ご意見、それぞれの思う考えなども出ているところでありまして、端的に私のほうから発言させていただきたいなというふうに思いますが、やはりこの請願の中にもありますけれども、世代間の負担の公平性という部分で、現在の状況から将来に鑑みたときに人口構造の変化、そういったものもありまして、今後、社会保障関連経費、医療費関係ですね、増大していくという見通しは、これはもうほぼ確実視されているかなというふうに捉えております。そういった中で、今後、医療制度、そういったものを持続可能なものとして続けていくために、こういった形で次世代に残していくかと、そういう観点からもしっかりと議論をする時期に来ているのかなというところで、国のほうにおいてもそういった議論が進んでいる状況でありまして、それを現実的に世代間でどの世代がどれだけの負担をしていくか、そういったものを慎重に考えて判断していかなければいけない、そういう時期なので、やみくもに1割から2割に上げることがいけないことであると、これは避けるべきであることということで、早々に判断をできないというふうに思っております。国の経済財政諮問会議ですとかそういった財政制度の審議会、こういったところの話し合い、その検討内容とかも注視しながら、我々としても今後どのような形になっていくか、しっかりと見据えながら判断していくべきであると考えておりますので、高齢者の方々の負担をふやしたくないという思いはありますけれども、現段階でこの請願を採択するというのは難しいかなというふうに判断をしております。

以上です。

○武藤委員長　ほかにご意見ございますか。鈴木道生委員。

○鈴木（道）委員　当請願第30号については、こちらは反対の立場でございます。理由と申し上げますのは、ほかの委員の皆様も申し上げておりますが、さまざまありますが、75歳以上の医療費の窓口負担の2割引き上げをしないように求めるということでございますが、一律にこの2割引き上げを求めない、反対というわけではございません。というのは、やはり低所

得者への負担軽減というのは、また別途方法によって担保されるべきであると考えております。

また、負担の公平性の観点や社会の維持設計の観点から、やはり応分の負担をしていただく必要性があるというのは、所得に応じて求めるところであると思います。

そうした観点から、当意見書の趣旨でございますと、やはり誤解を招く可能性がありますので、当議会として意見書を上げることについては賛成しかねるということでございます。

○武藤委員長 委員皆さんからご意見をいただいたところです。

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○武藤委員長 委員会を再開します。

これより討論を行います。討論ありませんか。山形委員。

○山形委員 請願第30号の後期高齢者の医療費自己負担を2割に引き上げないことについて、賛成の立場から討論を行います。

実際、先ほども言いましたけれども、財政制度審議会、財政制度の分科会などでもこういう案が出されて、審議をしております。その中で、先ほど皆さんおっしゃいましたけれども、世代間の公平性、制度の維持、持続可能を確保する、そういう観点から2割の引き上げが必要だというふうなことを言われていますけれども、私は、やはりいろいろ審議会の中で審議されて、それが政府の方針として出されてからではやはり難しいのかなというふうに思いますね。ですから、その審議会の段階だからということでは、やはり私は反対です。

それから世代間の公平や制度の持続可能を確保するということですが、やはりこういう負担を、高齢者の医療費だとか保険料だとかの負担を世代間で賄うということそのものに間違いが私はあると思います。やはり人間は、生まれて育って働き盛り、高齢になって病気がちになって一生を閉じるというふうなことになるので、それは昔からわかっていることで、人間が高齢になれば医療費がかさむということはわかっているわけですから、やはり制度として、そのことを財源確保も含めてしっかりと確保する、そういう仕組みをつくる必要があるというふうに思います。

やはりそのことに、今の国の財源が非常に乏しいのかというとそうじゃなくて、本当にアベノミクスで非常に大企業だとか富裕層が大もうけをしているわけです。ですから、そういうところに応分の負担を求めるだとか、最近問題になっているところでは、トランプ大統領に言われてアメリカ製の武器を爆買いすると、そういうこともやっているわけですから、そういう財源を使えば、本当に高齢者が安心して1割負担で老後を過ごすということはできると思うので、やはりそういう保障を絶対すべきだと思います。そういう観点からこの請願には反対で、意見書としてぜひ出すべきだと考えております。

○武藤委員長 ほかにありますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 請願第30号 後期高齢者の医療費自己負担2割の引き上げに反対することについての請願に反対する意見を述べさせていただきます。

国民医療費は令和元年度予算ベースで約46兆円になっております。同僚議員の意見にもありますように、いずれ53兆円に上るともされています。毎年約1.1兆円程度増加していることを意味しております。高齢化、高度化等に医療費が毎年増加している中、高齢化・人口減少下での負担の公平化も必要と思われま

す。支え手の中核を担う勤労世代が減少し、その負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成していくのも必要と思います。また、財政制度等審議会においては、保険給付範囲の在り方の見直しも審議されており、大きなリスクは共助、小さなリスクは自助との考えのもと、保険給付していく場合には、小さなリスクについては薬剤自己負担の引き上げや、少額受診等に一定程度の追加負担を求めることなども提言しております。こういった観点から、今後、国で審査・審議されるものと思われま

す。現状において、後期高齢者の医療費自己負担2割の引き上げに反対することについて意見書を提出することは、必要ないと思われま

す。

○武藤委員長 ほかにありませんか。

討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○武藤委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

次に、執行部より1件の説明の申し出がありましたので、所管事項説明に入ります。

公立学童クラブの夏季休業日における昼食の提供について、執行部より説明願います。福地教育次長。

○福地教育次長 この度はご説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

公立学童クラブの夏季休業日における昼食の提供につきまして、お手元の資料に基づきまして概要のご説明をさせていただきます。

朝から夕方まで終日の開設となります夏季休業期間の学童保育につきまして、保護者の負担軽減を図るために、本年度の夏休みから希望者に対しまして実費負担による昼食の提供を行うことといたしました。小学校20校の全ての学童クラブにおきまして、夏休み中、希望者に対して日替わりのお弁当の提供を行います。

学童クラブは、お盆期間の8月13日から15日と、第1土曜日を除く土・日はお休みとなりますので、ことしの夏休みの学童の開設日はこれを除きました27日間となります。

実施内容でございますが、市と協定を締結した事業者がお弁当を直接各学童クラブに配達することとしています。事業実施に当たりまして、市の観光協会に登録している事業者に意向を

確認し、提示した条件で提供することが可能とのご回答をいただきました勝田地区の3社、那珂湊地区の1社の計4社を配達事業者として選定いたしました。業者の提供可能数や各学童の想定食数、配達エリアなどを勘案しまして各事業者にバランスよく配分し、こちらの表にございますとおり配達校を決定いたしました。

お弁当の価格は、事業者からのアンケート結果なども参考にしながら、徴収や集計のしやすさも考慮しまして、消費税込みで1食400円といたしました。昼食の内容としては、学校給食実施基準を参考に栄養やバランスなどを考慮し、児童の昼食にふさわしいものとして、主食と主菜1品、副菜2品を基本に、1食当たり500から700キロカロリーを目安とすることなどを申し合わせ、各事業者と協定を締結いたしました。事業者には事前に一定期間の献立表をつくってもらい、保護者にお知らせをしております。また、アレルギーのあるお子さんについては、これまでどおりご家庭から昼食を持参してもらうことといたします。

保護者は献立表も参考にしながら期間内の配達希望日を記入し、日数分の代金を添えて各学童クラブに提出します。申込日はあらかじめ指定した日に限定をし、申込日に即日全ての学童クラブを市の職員が巡回して注文書と代金を預かることで、学童の教室には現金を置くことがないように対応してまいりたいと考えております。指定注文日以降の追加受け付けは、現金の取り扱いが煩雑となるため行わないことといたしました。ただし、キャンセルについては2日前までは可能とし、この場合には後日まとめて保護者に返金いたします。

市では全ての学童クラブから回収した注文を集計して、市からまとめて事業者に発注いたします。事業者は当日午前10時から12時までの間に各学童クラブにお弁当を配達し、各学童クラブでは納品個数等の確認をしてお弁当を受け取るというのが主な流れになります。

夏休み期間終了後に市が事業者別に代金を集計し、事業者からの請求書と突合した上で、それぞれの事業者に対し市から一括して代金を支払うということを想定しております。

概要の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木道生委員。

○鈴木（道）委員 今しがた説明をいただきましたが、1点伺いたいののですが、27日間の開設でございます。今、指定注文日というお話がありましたが、この指定注文日というのは具体的にどれくらいの間隔であるのでしょうか、ご説明お願いします。

○武藤委員長 岩崎参事兼青少年課長。

○岩崎参事兼青少年課長 まず夏休みの期間ですけれども、27日間ございます。これは、お盆を分けて2つの期間に分けるということでやってまいりました。まず、1つの期間としては7月22日から8月9日。これを7月8日までに注文を受け付けるという形をとります。2期間目は8月16日から8月30日まで。これを8月1日までに注文を受け付けるというような形で考えております。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 お弁当の配達後のお話で、27日間で学校に配達をいたします。それで、

10時から12時の間に配達というのですが、そのお弁当の保管場所とかそういった対策といますか、酷暑も十分考えられると思うのです。衛生上の問題からお弁当の保管場所等もやはりきちんとしておかないといけないと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○武藤委員長 岩崎参事兼青少年課長。

○岩崎参事兼青少年課長 これから暑い時期を迎えるということになりますので、衛生管理には十分徹底をしていきたいというふうに考えております。

まず配達場所については、学童クラブの施設はエアコンを設置しておりますので、エアコンの涼しい場所に保管するという形になります。お弁当については整理用のコンテナがございまして、その箱に入れて昼食まで保管をするという形になります。また、食べ終わった後もそのコンテナに保管をして、衛生管理上徹底した形をとっていきたいというふうに考えております。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

それではないようですので質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で公立学童クラブの夏季休業日における昼食の提供についてを終了します。

暫時休憩します。執行部は退席して結構です。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○武藤委員長 これより再開します。

次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見等ありますか。

何もないですかね。それでは9月定例会までに開催するかどうかも含めまして、具体的な日程と案件は正副委員長にお任せいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 開催する場合には、予定通知にて連絡のほうをいたします。

以上で閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。継続調査申出書(案)を配付します。

閉会中の継続審査申し出について、事務局職員に説明させます。吉村主事。

○吉村主事 それでは、閉会中の継続審査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出を提出しているところがございます。案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○武藤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続審査申し出につきまして、何かご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議ありませんので、この案を本会議終了日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 何もないようですので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会します。

午前10時40分 閉会